

奥州・北上・金ヶ崎・西和賀

定住自立圏形成に関する協定書

平成27年9月28日

奥州市・北上市・金ヶ崎町

奥州・北上・金ヶ崎・西和賀定住自立圏形成に関する協定書

奥州市及び北上市（以下「甲」という。）と金ヶ崎町（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、相互の自主性と自立性を尊重しながら圏域全体の活性化を目指し、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表に定めるとおりとする。なお、具体的な連携事業については、共生ビジョンによって整理する。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組の推進のため、甲及び乙は、前条に規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定める。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経たうえで、その旨を相手方に通告するものとする。

2 前項に規定する通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成27年9月28日

甲 奥州市水沢区大手町一丁目1番地

奥州市

奥州市長

小沢昌記



北上市芳町1番1号

北上市

北上市長

高橋敏彦



乙 胆沢郡金ヶ崎町西根南町22番地1

金ヶ崎町

金ヶ崎町長

高橋由一



別表（第3条関係）

1 生活機能の強化

(1) 医療

① 地域医療体制の充実

取組内容	切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能、連携の強化を促進し、地域医療体制の充実を図る。
甲の役割	中核病院、診療所等の医療機能の維持、充実に努めるとともに、各医療機関との連絡調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能、連携の強化を促進し、乙や関係機関と連携して地域医療体制の充実に取り組む。
乙の役割	各医療機関との連絡調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能、連携の強化を促進し、甲や関係機関と連携して地域医療体制の充実に取り組む。

(2) 福祉

① 子育て支援サービスの充実

取組内容	圏域全体の子育て環境の向上のため、子育て支援に関するサービスの充実を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、子育て支援に関する情報を共有するとともにサービスを充実させ、相互利用の推進を図り、圏域全体の子育て環境の向上に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、子育て支援に関する情報を共有するとともにサービスを充実させ、相互利用の推進を図り、圏域全体の子育て環境の向上に取り組む。

② 認定審査会業務の連携

取組内容	介護認定審査、障がい支援区分認定審査の公平性、効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。
甲の役割	介護認定審査会、障がい支援区分認定審査会を乙と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。
乙の役割	介護認定審査会、障がい支援区分認定審査会を甲と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。

③ 高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実

取組内容	高齢者・障がい者（児）福祉サービスに関する情報を共有し、圏域全体の福祉サービスの充実を図る。
甲の役割	高齢者・障がい者（児）福祉サービスに関する情報を共有し、福祉施策を共同で推進するなど、乙や関係機関と連携して圏域全体の高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実に取り組む。
乙の役割	高齢者・障がい者福祉（児）サービスに関する情報を共有し、福祉施策を共同で推進するなど、甲や関係機関と連携して圏域全体の高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実に取り組む。

④ 介護サービスの充実

取組内容	介護サービスに関する情報を共有し、圏域全体の介護サービスの充実を図る。
甲の役割	介護サービスに関する情報を共有するほか介護人材の確保に努め、乙や関係機関と連携して圏域全体の介護サービスの充実に取り組む。
乙の役割	介護サービスに関する情報を共有するほか介護人材の確保に努め、甲や関係機関と連携して圏域全体の介護サービスの充実に取り組む。

(3) 教育

① 生涯学習機会の充実

取組内容	圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習機会の充実を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、生涯学習に関する情報共有を行うとともに相互利用を推進するなど、生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、生涯学習に関する情報共有を行うとともに相互利用を推進するなど、生涯学習機会の充実に取り組む。

② 教育力の向上

取組内容	教職員を対象とした研修会を開催し、児童、生徒の学力向上などを図る。
甲の役割	乙と連携して研修会を開催し、教職員間の交流を深めるとともに、児童、生徒の学力向上のほか、よりよい教育環境づくりに取り組む。
乙の役割	甲と連携して研修会を開催し、教職員間の交流を深めるとともに、児童、生徒の学力向上のほか、よりよい教育環境づくりに取り組む。

(4) 産業振興

① 産業の活性化

取組内容	雇用対策や人材育成などに努めるとともに、既存産業の振興のほか新たな産業集積を推進し、圏域内の産業の活性化を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、雇用対策や人材育成に努めるほか、勤労者の福利厚生の充実や企業間の交流、連携を推進し、産業の活性化に取り組む。また、相互に連携してILC誘致を推進するなど、新たな産業集積に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、雇用対策や人材育成に努めるほか、勤労者の福利厚生の充実や企業間の交流、連携を推進し、産業の活性化に取り組む。また、相互に連携してILC誘致を推進するなど、新たな産業集積に取り組む。

② 広域観光の推進

取組内容	観光資源を活かした広域的な観光ルートを設定し、情報発信を行うなど、圏域全体で観光客の誘客を図る。
甲の役割	観光資源を掘り起こし、情報共有を行うとともに、乙や関係機関と連携して情報発信し、観光客の誘客に取り組む。
乙の役割	観光資源を掘り起こし、情報共有を行うとともに、甲や関係機関と連携して情報発信し、観光客の誘客に取り組む。

③ 特產品の販路拡大

取組内容	特產品に関する情報を共有し、相互連携による販路拡大を図る。
甲の役割	農産物をはじめとした特產品に関する情報を共有するほか、農家の6次産業化の取組を支援するなど付加価値の高い商品の開発を推進し、乙や関係機関と連携して販路拡大に取り組む。
乙の役割	農産物をはじめとした特產品に関する情報を共有するほか、農家の6次産業化の取組を支援するなど付加価値の高い商品の開発を推進し、甲や関係機関と連携して販路拡大に取り組む。

④ 森林保護と木材関連産業の活性化

取組内容	松くい虫など病害虫による森林被害の拡大を防止するとともに、森林資源を活用した産業の活性化を図る。
甲の役割	松くい虫など病害虫の被害状況を共有し、乙や関係機関と連携して駆除に努めるなど被害の拡大を防止するとともに、圏域内の企業への原木の安定供給に取り組む。
乙の役割	松くい虫など病害虫の被害状況を共有し、甲や関係機関と連携して駆除に努めるなど被害の拡大を防止するとともに、圏域内の企業への原木の安定供給に取り組む。

⑤ 鳥獣被害対策の推進

取組内容	鳥獣による農業被害を軽減するため、鳥獣被害対策の推進を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、圏域全体の被害軽減に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、圏域全体の被害軽減に取り組む。

(5) 防災・消防

① 消防・救急体制の充実

取組内容	圏域住民の安心、安全を守るために、消防・救急体制の維持、充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、消防・救急体制の維持に取り組む。また、乙や関係機関と連携し、消防防災無線のデジタル化と広域化、共同化などを推進し、消防・救急体制の充実に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、消防・救急体制の維持に取り組む。また、甲や関係機関と連携し、消防防災無線のデジタル化と広域化、共同化などを推進し、消防・救急体制の充実に取り組む。

② 防災意識の向上

取組内容	圏域住民の防災意識の向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、圏域内の自主防災組織の交流会や意見交換会などを開催し、圏域全体で防災意識の向上に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、圏域内の自主防災組織の交流会や意見交換会などを開催し、圏域全体で防災意識の向上に取り組む。

(6) その他生活機能の強化に関する取組

① 消費生活の安定及び向上

取組内容	圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図る。
甲の役割	消費生活センターを設置するなど、専門知識を有する相談員を配置し、相談業務を行う。
乙の役割	消費生活センター運営等に必要な経費を負担する。

② ごみ処理、し尿処理体制の充実

取組内容	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理体制の連携、協力を図る。
甲の役割	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理を共同で実施し、必要な経費を負担する。
乙の役割	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理を共同で実施し、必要な経費を負担する。

③ 自然環境・生活環境の保全

取組内容	圏域の豊かな自然環境や住民の快適な生活環境の保全を図る。
甲の役割	乙と連携し、圏域内を貫流する河川などの自然環境の保全に努めるとともに、水質汚濁や悪臭など、広範に及ぶ環境汚染の防止に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、圏域内を貫流する河川などの自然環境の保全に努めるとともに、水質汚濁や悪臭など、広範に及ぶ環境汚染の防止に取り組む。

④ 交通安全・防犯対策の推進

取組内容	圏域住民の安心、安全を守るために、交通安全・防犯対策の推進を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、交通安全や防犯対策の推進に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、交通安全や防犯対策の推進に取り組む。

⑤ ICTによる住民サービスの充実

取組内容	マイナンバーカードの活用など、ICTによる住民サービスの充実を図る。
甲の役割	マイナンバーカードに搭載される機能を活用するなど、乙と連携しICTによる住民サービスの検討、導入に取り組む。
乙の役割	マイナンバーカードに搭載される機能を活用するなど、甲と連携しICTによる住民サービスの検討、導入に取り組む。

⑥ 生活情報等の受信・発信

取組内容	圏域住民が必要とする生活情報等を受発信できる環境を整え、住民生活の利便性向上を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、圏域住民が必要とする生活情報等を受発信できる環境の構築に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、圏域住民が必要とする生活情報等を受発信できる環境の構築に取り組む。

2 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

① 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るために、地域公共交通の維持・確保や、多様な交通手段の検討、導入等を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、路線バスの維持・確保と利用促進に取り組むほか、新たな交通手段の検討、導入等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、路線バスの維持・確保と利用促進に取り組むほか、新たな交通手段の検討、導入等に取り組む。

(2) 交通インフラの整備

① 交通ネットワークの形成

取組内容	圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進するとともに、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通渋滞の緩和や交通安全の確保、生活の利便性向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、主要幹線道路の整備促進を関係機関に要望するほか、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通ネットワークの形成に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、主要幹線道路の整備促進を関係機関に要望するほか、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通ネットワークの形成に取り組む。

(3) 公共施設の相互利用

① 公共施設の相互利用

取組内容	圏域住民のスポーツ活動や学習活動、文化活動等の活性化を図るために、体育施設や図書館、文化施設など、圏域内の公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用の促進を図る。
甲の役割	公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用が可能な公共施設の情報を共有し、乙と連携して相互の住民の利用促進に取り組む。
乙の役割	公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用が可能な公共施設の情報を共有し、甲と連携して相互の住民の利用促進に取り組む。

(4) 地域内外の住民との交流促進

① 圏域内の住民交流促進

取組内容	イベント情報を相互に共有し、住民相互が参加することにより、圏域住民の交流促進と圏域の活性化を図る。
甲の役割	乙と連携し、各種イベントに関する情報を共有し、住民の参加を促し、相互交流の促進に取り組む。
乙の役割	甲と連携し、各種イベントに関する情報を共有し、住民の参加を促し、相互交流の促進に取り組む。

② 圏域外住民との交流促進

取組内容	圏域外の住民との交流機会を創出して圏域の活性化を図るとともに、移住、定住促進に向けた環境整備を図る。
甲の役割	乙や関係機関と連携し、グリーン・ツーリズムやスポーツ・ツーリズムといった交流機会を創出するほか、移住、定住促進に向けた環境整備と情報発信に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関と連携し、グリーン・ツーリズムやスポーツ・ツーリズムといった交流機会を創出するほか、移住、定住促進に向けた環境整備と情報発信に取り組む。

② 行政事務の共同処理

取組内容	行政事務遂行上の諸課題を共有し、必要に応じて連携、共同して事務処理を行うなど、効率的な事務処理を図る。
甲の役割	各部門間で諸課題を共有し、課題解決を図るとともに、取扱い件数が少ない非効率な事務に関しては、乙と共同で事務処理を行うなど効率的な事務処理に取り組む。
乙の役割	各部門間で諸課題を共有し、課題解決を図るとともに、取扱い件数が少ない非効率な事務に関しては、甲と共同で事務処理を行うなど効率的な事務処理に取り組む。

③ 外部人材の招へい

取組内容	圏域が抱える課題解決や圏域の活性化を推進するため、専門的知識を有する外部人材を招へいする。
甲の役割	圏域が抱える課題などを共有し、乙と連携して専門的知識を有する外部人材を招へいする。
乙の役割	圏域が抱える課題などを共有し、甲と連携して専門的知識を有する外部人材を招へいする。

③ 國際交流の推進

取組内容	外国人旅行者の受け入れ態勢や圏域内に在住する外国人の生活環境の整備に取り組むなど、国際交流の推進を図る。
甲の役割	多言語表示の統一化やガイドラインの共有など、乙や関係機関と連携して多文化共生事業に取り組み、日本人と外国人がお互いの文化的な違いを理解し認め合う多文化共生の圏域づくりを推進する。
乙の役割	多言語表示の統一化やガイドラインの共有など、甲や関係機関と連携して多文化共生事業に取り組み、日本人と外国人がお互いの文化的な違いを理解し認め合う多文化共生の圏域づくりを推進する。

3 圏域マネジメント能力の強化

(1) 人材育成

① 職員の合同研修

取組内容	圏域市町職員の資質の向上とネットワークを強化するため、合同研修の開催などにより人事交流を図る。
甲の役割	職員研修に関する情報を共有し、乙と連携して合同で研修を開催するなど、効率的な研修を実施するとともに、受講機会の充実に取り組む。
乙の役割	職員研修に関する情報を共有し、甲と連携して合同で研修を開催するなど、効率的な研修を実施するとともに、受講機会の充実に取り組む。